

平成 24 年 9 月
東京税関業務部

関係各位

ワシントン条約附属書掲載種の改正について

ワシントン条約附属書 I 及び附属書 III の改正が平成 24 年 9 月 25 日に効力を生じることになりましたので、別添のとおりお知らせします。

別添 1 :「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」の附属書 I 及び III の改正について～新たな掲載種の追加等～

別添 2 :官報第 5892 号（外務省告示第 322 号）

[問合わせ先]

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室
(電話: 03-3501-1723)

(輸入関係)

通関総括第 2 部門 (電話: 03-3599-6338)

(輸出関係)

通関総括第 4 部門 (電話: 03-3599-6341)

お知らせ

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」
の附属書 I 及び III の改正について
～新たな掲載種の追加等～

平成 24 年 9 月 18 日
経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

平成 24 年 9 月 25 日より、ワシントン条約附属書 I 及び III が改正され、

- ①附属書 I に掲げるアジアアロワナ (*Scleropages formosus*) に (*Scleropages inscriptus*) が含まれることになるとともに、
- ②附属書 III にベルギー、キプロス、デンマーク（グリーンランドを除く）、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国から提案のあつたニシネズミザメ (*Lamna nasus*)、
- ③附属書 III にコスタリカから提案のあつたアカシュモクザメ (*Sphyraena Lewini*) が新たに掲載されます。

このため、平成 24 年 9 月 25 日以降にこれらの種の輸出入を行おうとする場合にあっては、外国為替及び外国貿易法等に基づく手続が必要となりますので、ご注意下さい。

また、附属書 III に掲げる *Diospyros crassiflorides* (*Diospyros crassiflora*) (マダガスカル) (ディオスピュロス・クラシフロリデス(ディオスピュロス・クラシフロラ)) は削除されます。

なお、具体的な輸出又は輸入に関する手続きについては、下記の HP をご参照下さい。

【輸入】

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/cites_im2.htm

【輸出】

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/cites_ex.htm

(別紙)

1. ワシントン条約附属書《附属書Ⅰ》の改正事項

附属書Ⅰ【動物界】に掲げるアジアアロワナ (*Scleropages formosus*) に「*Scleropages formosus* には、*Scleropages inscriptus* を含むものとする。」旨の注を追加する。

附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
Osteoglossidae <オステオグロッサム科>	Arapaima, bonytongue (ピラルク類、アロワナ類)	
<i>Scleropages formosus</i> (注12) アジアアロワナ [Asian Arowana; Asian Bonytongue; Golden Arowana; Golden Dragon Fish]	<i>Arapaima gigas</i> ピラルクー、アラパイマ [Arapaima; Pirarucu]	

注12 *Scleropages formosus* には、*Scleropages inscriptus* を含むものとする。

2. ワシントン条約附属書《附属書Ⅲ》の改正事項

(1) 新たに附属書Ⅲ【動物界】に次の2目2種を掲載する。

学名等	一般的和名	掲載国名
【FAUNA】	【動物界】	
【CHORDATA】	【脊索動物門】	
【ELASMORBRANCHII】	【板鰓綱】	
《LAMNIFORMES》	《ネズミザメ目》	
〈Lamnidae〉	〈ネズミザメ科〉	
(Lamna)	(ネズミザメ属)	
Lamna nasus	ニシネズミザメ	ベルギー、キプロス、 デンマーク(注11) 、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシ

		ヤ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトニア、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国 (注 11 グリーンランドを除く。)
【FAUNA】 [CHORDATA] [ELASMORBRANCHII] 《CARCHARHINIFORMES》 〈Sphyrnidae〉 (Sphyrna) Sphyrna Lewini	【動物界】 [脊索動物門] [板鰓綱] 《メジロザメ目》 〈シモクザメ科〉 (ショモクザメ属) アカシモクザメ	コスタリカ

(2) 附属書Ⅲ【植物界】に掲げる *Diospyros crassiflorides* (*Diospyros crassiflora*) (マダガスカル) (ディオスピュロス・クラシフィロリデス(ディオスピュロス・クラシフィロラ)) を削除する。

○外務省通示第三百一十号
平成二十年八月十二日以ジユネーブで作成された「万国郵便連合一般規則第百二十六条1の規定に従い、次のように改正され、同改正は、平成二十四年七月九日に効力を生じた。
(会議事項第1項における日本郵便の開港場方略用語)

(平成十四年七月六日付)万國郵便連合國際事務局回送
平成二十四年九月二十五日

外務大臣臨時代理
國務大臣 藤村 修

動物界に板鰓綱（さめ綱）めじらぎめ目しゆもくをめ綱の「スフェルナ・レヴィニ」（コスタリカ）を加える。
附属書Ⅲに掲げるティオスピュロベ・クラシフロシテス（ティオスピュロス・クラスピフロラ）を削る。

第5892号

3 最終認定書第十一條「アルガリア共和国」を削除し、同条を次のとおりとする。
1 サウジアラビア、カーボヴェルデ、エジプト、ガボン、英國の海外領土、ギリシャ、イラン、
イスラム共和国、キルギズ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スードタン、シリア・アラブ共和国、チャド、トルタメニスタン、ウクライナ及び
ザンビアは、条約第十七條の規定にかかるらず、通常郵便物のための調査請求の料金を利用者
から徴収する権利を留保する。
最終認定書第十一條3中「アルガリア共和国」を削除し、同条3を次のとおりとする。
3 アフガニスタン、サウジアラビア、カーボヴェルデ、コンゴ共和国、エジプト、ガボン、イラ

シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、小包について調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

平成六年六月十七日にウイーンで採択された「原子力の安全に関する条約」(平成八年条約第一号)に関する、同条約の寄託者である国際原子力機関事務局長から、「同条約の末文に誤りがあり、「子九百九十四年九月二十日にウイーンで作成された」を「千九百九十四年六月十七日にウイーンで作成された」

訂正した旨通報があった。
（平成二十三年一月二十七日付け国際原子力機関事務局回章）
平成二十四年九月二十五日

外務大臣臨時代理
國務大臣 藤村 修

昭和四十八年三月三日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(以下「条約」という)附屬書I及び附屬書IIは、条約第十六条の規定等に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十四年九月二十五日に効力を生じた。

(平成二十四年六月二十七日付好条約事務局通達)
平成二十四年九月二十五日

注12 スクレロバゲス・フォルモススには、スクレロバゲス・インスクリプトゥスを含む。

動物界に坂道網（さめ類）ねずみさぬ田ねずみさぬ科の「ランナ・ナスス（ベルギー）、キナーデンマーク在住、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイル兰、アラビア、ラトビア、リトアニア、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スズベニーナン及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国）」を加え、次の注を付する。